

知的財産権関連情報 Intellectual Property Information

(特許法等の一部改正 平成23年)

【主な改正点】

(1) 通常実施権等の対抗制度の見直し

(ライセンス契約の保護の強化)

安定的な事業継続のため、ライセンスを受けた者は、ライセンスを特許庁に登録しなくても、第三者(特許権が移転されて新たに特許権を取得した者等)からの差止請求等に対抗できることとする。(当然対抗制度の導入)

(2) 冒人出願等に係る救済措置の整備

(共同研究・共同開発の成果に関する発明者の適切な保護)

研究開発の成果を適切に保護するため、特許権が、特許を受ける権利を有しない者又は共同発明者の一部によって取得された場合に、特許を受ける権利を有する者(発明者)は、特許権を取り戻すことができる制度(返還請求制度)を導入。

主要諸外国では、他人に取得されてしまった特許権の取り戻しが可能。

(3) 審判制度の見直し

(紛争の迅速・効率的な解決及び紛争処理の適正化)

審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

紛争の迅速化のため、無効審判の段階で訂正の機会を確保することで、訴訟提起後は訂正審判の請求を禁止する。

再審の訴え等における主張の制限

安定的な事業活動のため、侵害訴訟の判決確定後に無効審決が確定した場合の再審を制限し、紛争の蒸し返しを防ぐ。(無効審決の遡及効の遮断)

主要諸外国では、紛争の蒸し返しが生じない制度となっている。

審決の確定の範囲等に係る規定の整備

権利内容の迅速な確定等のため、特許権の有効性の判断等を請求項ごとに行うための規定を整備する。

無効審判の確定審決の第三者効の廃止

紛争処理の適正化のため、無効審判の確定審決について、請求人以外の者に

よる同一事実・同一証拠に基づく無効審判請求を認める。

(4)料金の見直し

特許

中小企業や大学等に対する特許料等の減免期間を現行の『3年』から『10年』へ延長するとともに、対象となる中小企業の範囲を拡大する。

意匠

第11年から第20年までの意匠登録料を現行の『33,800円』から半分の『16,900円』へ引き下げる。

国際出願

中小企業等の国際展開を支援するため、国際出願手数料のうち、調査手数料等について法律で上限額を設け、具体的な額を定める(手数料の引き下げ)。

(5)手続の見直し

特許

発明の新規性喪失の例外規定の見直し

特許を受ける権利を有する者(発明者等)により公表された発明については、その公表態様を問わず、発明が公になった後でも特許権を取得し得ることとする。

出願人・特許権者の救済の手続の見直し

出願書類の翻訳文提出期間及び特許料等の追納期間の途過に対する救済要件を緩和する。

商標

商標権消滅後一年間の登録排除規定の廃止 商標法4条1項13号の廃止

権利を早期に取得できるようにするため、商標権が消滅した日から一年を経過していない他人の商標又はこれに類似する商標の登録を認めないとする規定を廃止する。

公布日:2011年6月8日

施行日:公布から1年以内において制令で定める日から施行する。

参 考: <http://kanpou.npb.go.jp/20110608/20110608g00121/20110608g001210000f.html>

(官報(号外121号))

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_230608.htm

(特許庁:特許法等の一部を改正する法律(平成23年6月8日法律第63号))